



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 選管規則 鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則 (1) . . . . . 2
- ◇ 教委規則 現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (3) (教育総務課) . . . . . 3  
鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則 (4) (〃) . . . . . 6
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (2) (運転免許課) . . . . . 9

# 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

## 鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県選挙管理委員会規程</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 <u>組織（第 1 条－第 5 条）</u></p> <p>第 2 章 <u>会議（第 6 条－第 9 条）</u></p> <p>第 3 章 <u>委員長の職務権限（第10条－第12条）</u></p> <p>第 4 章 <u>事務局及び職員（第13条－第20条）</u></p> <p>第 5 章 <u>文書（第21条－第23条）</u></p> <p>第18条 <u>削除</u></p> <p>第 5 章 <u>文書</u></p> <p><u>（公印）</u></p> <p>第22条 略</p> <p><u>（文書の取扱い）</u></p> <p>第23条 <u>委員会における現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関する事項については、知事の事務局の現用公文書の管理に関する定め例による。</u></p>	<p>鳥取県選挙管理委員会規程</p> <p><u>（文書の取扱い）</u></p> <p>第18条 <u>委員会の文書の收受、審査及び施行等の処理に関しては、知事の事務局の例による。</u></p> <p>第 5 章 <u>公布式及び公印</u></p> <p>第22条 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

# 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

## 鳥取県教育委員会規則第3号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1(第2条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 この表に定める給料月額に <u>1,000分の978</u> を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。	別表第1(第2条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> 備考 次に掲げる職員の給料月額は、この表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において教育委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。 <u>(1) 職務の級が1級又は2級である職員</u> <u>1,000分の994</u> <u>(2) 職務の級が3級である職員</u> <u>1,000分の959</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置) 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(教育委員会が定める職	附 則 1～5 略 (給料の切替えに伴う経過措置) 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(教育委員会が定める職

<p>員を除く。)には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、<u>他の職員との権衡上必要と認められる限度において、平成24年3月31日までの間</u>、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9及び10 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員(以下「特定職員」という。)に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、同日において第2条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 職務の級が1級又は2級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの  
イに掲げる額から、アに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を控除した額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額(同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県教育委員会規則第2号)附則第7項本文の適用を受けていた職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額)に1,000分の978(特定職員にあっては、1,000分の986)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)

(2) 職務の級が3級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの  
イに掲げる額

ア その者の受ける給料月額

イ その者が施行日の前日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額

- 4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前2項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して教育委員会が特に必要と認めるものについては、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。  
(雑則)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

**鳥取県教育委員会規則第4号**

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁及び課内室並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁として別表第1の第1項から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。                  教育総務課                  (1)～(11) 略                  (12) <u>本庁の各課及び本庁機関（以下「課等」という。）の</u>予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。                  (13)～(22) 略                  教育環境課～スポーツ健康教育課 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(課内室の分掌事務)</p> <p>第5条 本庁の課内室の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 <u>課等、本庁の課内室及び本庁機関の内部組織</u>に、それぞれその長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり</p>	<p>(本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置)</p> <p>第3条 本庁は別表第1の第1項から第4項まで、第6項、第7項、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(本庁及び本庁機関の分掌事務)</p> <p>第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。                  教育総務課                  (1)～(11) 略                  (12) <u>各課等の</u>予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。                  (13)～(22) 略                  教育環境課～スポーツ健康教育課 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(係等の分掌事務)</p> <p>第5条 本庁の内部組織の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(職制)</p> <p>第7条 <u>本庁の各課及び本庁機関（以下「課等」という。）並びに本庁及び本庁機関の内部組織（以下「係等」という。）</u>に、それぞれその長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり</p>

とする。

(1)～(4) 略

(5) 課長補佐及び主幹 課等の長又は室長を助けて、課等の事務に従事し、課等の長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

略
---

別表第1 (第3条関係)

1	教育総務課	
2	教育環境課	
3	小中学校課	
4	特別支援教育課	高等特別支援学校準備室
略		
6	高等学校課	高校教育企画室
7	家庭・地域教育課	
略		
9	人権教育課	育英奨学室
10	文化財課	歴史遺産室
略		
12	スポーツ健康教育課	健康教育室

別表第2 (第18条関係)

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は	教育総務課

とする。

(1)～(4) 略

(5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、課等の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6)～(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

略
---

別表第1 (第3条関係)

1	教育総務課	総務担当、給与担当、人事担当、企画調整担当、福利担当、 <u>教育行政監察担当</u>
2	教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校整備・情報化担当、 <u>建築技術担当</u>
3	小中学校課	就学助成担当、管理係、 <u>指導係</u>
4	特別支援教育課	総務担当、管理係、 <u>指導係</u> 高等特別支援学校準備室
略		
6	高等学校課	学事担当、管理係、 <u>指導係</u> 高校教育企画室
7	家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、 <u>家庭教育担当、生涯学習振興係</u>
略		
9	人権教育課	社会教育担当、 <u>学校教育担当</u> 育英奨学室
10	文化財課	管理担当、文化財係 歴史遺産室
略		
12	スポーツ健康教育課	総務担当、 <u>体育・スポーツ担当</u> 健康教育室

別表第2 (第18条関係)

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は	教育総務課

知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務			知事の諮問に応じて行う学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務		
略			略		
鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条の規定に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館	鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う鳥取県スポーツ振興計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">書類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書及び運転経歴証明書再交付申請書、施行規則第30条の12第2項の届出書並びに第21条の3及び第23条の届書</td> <td>鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う運転免許取消申請書にあつては、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。</td> </tr> </tbody> </table>	書類	機関	略		運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書及び運転経歴証明書再交付申請書、施行規則第30条の12第2項の届出書並びに第21条の3及び第23条の届書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う運転免許取消申請書にあつては、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。	<p>(公安委員会にする申請等の経由先)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">申請書</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転免許取消申請書及び第20条の規定による申請書</td> <td>鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、運転免許取消申請書にあつては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。</td> </tr> </tbody> </table>	申請書	機関	略		運転免許取消申請書及び第20条の規定による申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、運転免許取消申請書にあつては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
書類	機関												
略													
運転免許取消申請書、運転経歴証明書交付申請書及び運転経歴証明書再交付申請書、施行規則第30条の12第2項の届出書並びに第21条の3及び第23条の届書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う運転免許取消申請書にあつては、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。												
申請書	機関												
略													
運転免許取消申請書及び第20条の規定による申請書	鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署。ただし、運転免許取消申請書にあつては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。												
<p>(申請用写真の添付の省略)</p> <p>第19条の2 施行規則第29条第3項（施行規則第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項の都道府県公安委員会規則で定める申請用写真の添付を要しない場合は、当該申請を行</p>	<p>(免許用写真の添付の省略)</p> <p>第19条の2 施行規則第29条第3項（第29条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項の規定により申請書に免許用写真の添付を要しないものとして定める場合は、当該申請を行う者</p>												

う者が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。

(運転経歴証明書交付申請書)  
 第20条 施行規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書は、別記様式第10号によるものとする。

2 施行規則第30条の10第2項の都道府県公安委員会規則で定める申請用写真の添付を要しない場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場の長を経由して運転経歴証明書交付申請書を提出する場合とする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出書)  
 第21条 施行規則第30条の12第2項の届出書は、別記様式第11号によるものとする。

(運転経歴証明書再交付申請書)  
 第21条の2 施行規則第30条の13第1項の運転経歴証明書再交付申請書は、別記様式第11号の2によるものとする。

(運転経歴証明書の返納の手続)  
 第21条の3 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、別記様式第11号の3の届書に運転経歴証明書を添えて行うものとする。

別表第1（第3条関係）

(1) 略

(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止の規制（一方通行以外の通行禁止の規制に関連する指定方向外進行禁止の規制を除く。）を除く。）の対象から除外する車両  
 ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの  
 (ア)～(カ) 略

(キ) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものを

が免許の効力を停止されている場合以外の場合とする。

(運転経歴証明書の交付申請)  
 第20条 法第104条の4第5項の規定による申請は、別記様式第10号の申請書を公安委員会に提出してしなければならない。

(運転経歴証明書)  
 第21条 法第104条の4第6項の運転経歴証明書は、別記様式第11号によるものとする。

別表第1（第3条関係）

(1) 略

(2) 通行禁止の規制（カからコまでに掲げる車両については、一方通行及び指定方向外進行禁止を除く通行禁止の規制並びに一方通行以外の通行禁止の規制に関連して設置された指定方向外進行禁止の規制に限る。）の対象から除外する車両  
 ア～ケ 略

コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの  
 (ア)～(カ) 略

(キ) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものを

<p>いう。以下同じ。)の交付を受けている者であって、療育手帳に記載された障害の程度を示す記号がAであるものが使用する車両 (ク)～(サ) 略 (3)～(5) 略</p> <p>別表第2 (第7条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道淀江インター線</td> <td>西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>一般県道皆生西原線</td> <td>米子市皆生五丁目地内皆生交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	略		一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで	一般県道皆生西原線	米子市皆生五丁目地内皆生交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで	略		<p>いう。以下同じ。)の交付を受けている者であって、療育手帳に記載された障害の程度を示す記号がAであるものが使用する車両 (ク)～(サ) 略 (3)～(5) 略</p> <p>別表第2 (第7条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道淀江インター線</td> <td>西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	略		一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで	略	
路 線 名	区 間																		
略																			
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで																		
一般県道皆生西原線	米子市皆生五丁目地内皆生交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで																		
略																			
路 線 名	区 間																		
略																			
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで																		
略																			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号(第21条関係)

県内異動・県外転入

変更事項	住所・氏名・その他									
運転経歴証明書記載事項変更届										
鳥取県公安委員会 様										
年 月 日										
フリガナ						性別	電話番号 (加入又は携帯)	●届出者氏名		
氏名							( )	続柄(本人・その他)		
						局	番			
※太線の中だけを記載してください。	変更した事項	フリガナ								
		氏名								
		住所								
	生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日			性別	男	女
		2	3	4					1	2
	確認方法	住民票・保険証・配達文書等・その他( )								

※運転経歴証明書のとおり記載してください。	現に受けている運転経歴証明書	フリガナ	性別	生年月日	
		氏名		年 月 日	
		住所			
		交付年月日・番号	年 月 日	交付公安委員会	公安委員会
	運転経歴証明書番号				

受付場所	所属名: 警察署	取扱者:
------	----------	------

氏名											
本籍											
住所											
交付											
免許の条件等											
番号											
二・小・原	有無										
他	免許の種類										
二種	大型	中型	普通	大型二種	普通二種	小型	原付	けん引	大型二種	普通二種	けん引二種

登録審査責任者	登録票作成	登録者

登録場所		
東部	中部	西部
50	60	70

資料区分	県内異動			県外転入	
	住	氏	住・氏	住	住・氏
	51	52	53	A1	A3

別記様式第 11 号の次に次の 2 様式を加える。

別記様式第 11 号の 2 (第 21 条の 2 関係)

運転経歴証明書再交付申請書

鳥取県公安委員会 様

年 月 日

※ 太線の中だけを記載してください。

フリガナ		性別	
氏名			写真
電話番号	自 宅 - - 携 帯 - -		
生年月日	年 月 日	確認方法	住民票・保険証・配達文書等・その他( )
		フリガナ	(新)生年月日
住所		(新)氏名	年 月 日
		(新)住所	

資料区分	再交付サブコード	登録年	登録月	登録日	登録番号					
		年	月	日						
		受付場所	東部	中部	西部	再交付理由	亡失・滅失	盗難	汚損・破損	引換
			50	60	70		1	2	3	4

現に受けている運転経歴証明書	経歴証明書番号																
	交付年月日登録番号	年	月	日	運転者区分												
	免許の種類	大	中	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	優良	一般
	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二	交付公安委員会		

氏名															
本籍															
住所															
交付															
免許の条件等															
番号	有無														
二・小・原	免許の種類	大	中	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん
他	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	二	二
二種															

登録審査責任者	登録票作成	登録者

警察署受理	
警察署	取扱者

別記様式第11号の3(第21条の3関係)

運 転 経 歴 証 明 書 返 納 届	
年 月 日	
鳥取県公安委員会 様	
氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	
続柄( 本人 ・その他 )	
返納する運転 経歴証明書の 記載事項	住 所
	(ふりがな) 氏 名
	生 年 月 日 年 月 日( 歳)
運 転 経 歴 証 明 書 番 号	第 号
交 付 年 月 日	年 月 日 交付
返 納 理 由	1 再交付後の発見 2 新運転経歴証明書と引換え 3 その他( )

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。